

制 定 平成27年 4月10日

最終改正 令和 7年 4月 1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進するため、当該木造住宅の所有者等に対する木造住宅耐震診断士等の派遣（以下、「派遣事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（いずれも住宅で店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であり、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年7月14日政令第196号）の施行の際（昭和56年6月1日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったもの。ただし、京町家等を除く。
- (2) 伝統的軸組構法 柱、梁等の主要構造部が木造であり、貫、差し鴨居又は土壁等が多く用いられている木造軸組構法をいう
- (3) 京町家等 伝統的軸組構法により建築された木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（いずれも住宅で店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったものをいう。
- (4) 所有者等 以下のいずれかに該当する者で、診断事業又は基本計画作成事業の結果報告書を受領する者をいう。
 - ア 木造住宅又は京町家等の所有者又はその二親等内の親族
 - イ 木造住宅又は京町家等の居住者又はその二親等内の親族
 - ウ 木造住宅又は京町家等に居住する予定の者
- (5) 耐震診断 地震に対する木造住宅又は京町家等の安全性を評価することをいう。
- (6) 耐震改修基本計画作成 将来の耐震改修の実施に向けて、耐震改修の基本計画（以下「基本計画」という。）を作成することをいう。
- (7) 診断事業 第4章の規定により、耐震診断を希望する木造住宅又は京町家等の所有者等に対し、耐震診断（木造住宅にあつては、補強計画案及び概算見積の作成を含む。）を実施する事業をいう。
- (8) 基本計画作成事業 第5章の規定により、基本計画作成を希望する京町家等の所有者等に対し、基本計画作成を実施する事業をいう。
- (9) 木造住宅耐震診断士 第4条の規定による登録を受けた者で、一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下、「建防協指針」とい

う。)に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)により耐震診断を実施する者をいう。

- (10) 京町家耐震診断士 第4条の規定による登録を受けた者で、一般社団法人日本建築構造技術者協会関西支部発行の「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル(第3版)」(以下「JSCA 指針」という。)に基づく方法により、耐震診断及び基本計画作成を実施する者をいう。
- (11) 現地調査診断士 京町家耐震診断士のうち、診断事業において現場調査及び図面作成並びに構造診断士に対する技術的助言(構造診断士が図面作成を行うことに現地調査診断士が同意する場合にあっては、図面作成を除く。)を行い、基本計画作成事業において耐震改修の工事費概算見積りを作成する者をいう。
- (12) 構造診断士 京町家耐震診断士のうち、診断事業において現場調査及び JSCA 指針に基づく構造計算(構造診断士において図面作成を行う場合にあっては、図面作成を含む。)を行い、基本計画作成事業において基本計画(耐震改修の工事費概算見積りを除く。)を作成する者をいう。
- (13) 木造住宅耐震診断士等 木造住宅耐震診断士及び京町家耐震診断士をいう。

第2章 木造住宅耐震診断士等の登録

(資格)

第3条 木造住宅耐震診断士の登録を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 京都府木造住宅耐震診断士に登録された者(建防協指針に基づく木造耐震診断資格者講習を修了した者に限る。)であること。
 - (2) 本市の区域内に存する建築士事務所に所属している者であること。
- 2 現地調査診断士の登録を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 一級建築大工技能士(職業能力開発促進法第50条第1項に規定する技能士をいう。)の資格を有する者
 - イ 伝統的軸組構法による木造住宅の施工又は工事監理に関して5年以上の実務経験を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する建築士事務所(建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。)又は工務店(建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている工務店をいう。)(以下これらを合わせて「建築士事務所等」という。)に所属している者であること。
 - (3) 京町家等に係る派遣事業の事務等に関し必要な知識を修得させることを目的として、本市が行う京町家耐震診断士登録講習会(以下「登録講習会」という。)を修了した者であること。
- 3 構造診断士の登録を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。
- (1) 一級建築士(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。)の資格を有する者であること。

- (2) 本市の区域内に存する建築士事務所に所属している者であること。
- (3) 登録講習会を修了した者であること。

(登録)

第4条 木造住宅耐震診断士の登録を受けようとする者は、登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 建築士事務所登録通知書の写し
- (2) 京都府木造住宅耐震診断士の登録証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 現地調査診断士の登録を受けようとする者は、登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 次のいずれかの書類

- ア 第3条第2項第1号アに該当することを証する技能検定の合格証書の写し
- イ 第3条第2項第1号イに該当することを証する実務経験申告書

- (2) 建築士事務所登録通知書又は建設業許可証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 構造診断士の登録を受けようとする者は、登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 一級建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 木造住宅耐震診断士等の登録を受けようとする者は、本市の登録診断士として、派遣事業に従事することについて所属する建築士事務所等の同意を得ていなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による申請があった場合は、登録の要件を満たすことを確認した上で、別表（い）欄に掲げる区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項を登録簿（第2号様式）に登録するものとする。

6 市長は、前項の規定により登録簿に登録したときは、当該木造住宅耐震診断士等に対し、登録証（第3号様式）を交付するものとする。

7 木造住宅耐震診断士等は、3年に一度、市長が定める時期に登録更新届（第4号様式）により登録の更新を行わなければならない。

8 市長は、登録簿を毎年度更新するものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第5条 木造住宅耐震診断士等は、登録申請書（第1号様式）の記載事項に変更があったときは、申請事項変更届（第5号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 木造住宅耐震診断士等は、前条第6項に規定する登録証を亡失したときは、登録証亡失届（第6号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 木造住宅耐震診断士等は、登録の取消しを求めるときは、登録取消届（第7号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、木造住宅耐震診断士等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該木造住宅耐震診断士等の登録を抹消し、登録抹消通知書（第8号様式）により通知するものと

する。

- (1) 前条第3項の規定による登録取消届の提出があったとき。
- (2) 第3条に規定する資格を失ったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な行為により登録を受けたとき。
- (5) 次条の規定に違反したとき。
- (6) 第4条第7項の規定による登録の更新を行わないとき。
- (7) 正当な理由なく、継続して第12条第2項又は第25条第2項の規定による派遣の依頼を受けないとき。
- (8) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長から木造住宅耐震診断士等の登録を抹消された者は、前項の規定による登録抹消通知書を受けた日から10日以内に、登録証を市長へ返還しなければならない。

(守秘義務等)

第7条 木造住宅耐震診断士等は、派遣事業に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。前条の規定による登録の抹消後も、同様とする。

2 木造住宅耐震診断士等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 派遣事業に関し、所有者等から、第16条及び第27条の規定による申請者負担金以外の金銭を受け取ること。
- (2) 所有者等に対し、不必要な工事をあおること。
- (3) その他木造住宅耐震診断士等としてふさわしくない行為を行うこと。

(派遣事業の覚書)

第8条 市長は、木造住宅耐震診断士等が所属する建築士事務所等と、当該木造住宅耐震診断士等の派遣事業に関する覚書を締結するものとする。

(研修会)

第9条 市長は、木造住宅耐震診断士等の技術力の向上等を図るため、必要に応じて、派遣事業の実施に関し必要な事項について研修会を開催するものとする。

2 木造住宅耐震診断士等は、特別の事情がない限り、前項の研修会を受講しなければならない。

3 第1項の規定による研修会のうち市長が認めるものは、登録講習会とみなすことができる。

第3章 派遣事業の対象

(対象建築物)

第10条 診断事業の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 木造住宅又は京町家等であること。
- (2) 本市の区域内に存する建築物であること。
- (3) 現に居住の用に供している建築物（空き家である建築物においては、居住の用に供する予定のものに限る。）であること。
- (4) 地階を除く階数が3以下（京町家等にあつては2以下）であること。
- (5) 延べ面積が500平方メートル以下であること。
- (6) 公的機関が所有する建築物でないこと。
- (7) 過去に構造評点が1.0相当以上となる耐震改修を行っていないこと。

- (8) 診断事業の利用を申請しようとする日が存する年の4月1日から起算して10年前の日以降に診断事業を利用していないこと。
- 2 基本計画作成事業の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 京町家等であること。
 - (2) 前項第2号から第7号までに掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (3) 診断事業による耐震診断が既に完了し、耐震診断の結果、構造評点が1.0相当未満であること。
 - (4) 診断事業の完了後に対象建築物の増築、改築、修繕、模様替え又は一部の除却等を行っていないこと。
 - (5) 過去に京都市木造住宅耐震改修計画作成補助金交付要綱（平成30年3月31日廃止）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
 - (6) 過去に基本計画作成事業を利用していないこと。

第4章 診断事業の実施

(申込み)

第11条 診断事業の利用を申請しようとする所有者等（以下、この章において「申請者」という。）は、現地調査を希望する日の2週間前までに、派遣申込書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、所有者等及び対象建築物の要件を満たすことが確認できたときは、診断事業の実施を決定し、その旨を派遣決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、第8条の規定により覚書を締結した建築士事務所等に対して、次に掲げる対象建築物の区分に応じ、各号に掲げる者の派遣を派遣依頼書（第11号様式）により依頼するものとする。

- (1) 木造住宅 木造住宅耐震診断士
- (2) 京町家等 現地調査診断士及び構造診断士

3 前項第2号の規定による依頼を行うにあたり、現地調査診断士の登録を受けている構造診断士（現地調査診断士の登録を受けていない構造診断士であって、市長が京町家等の施工について十分な技術と実績を持つと認めた者を含む。以下この項及び第25条第3項において同じ。）に依頼を行う場合は、当該構造診断士のみの派遣を依頼することができる。

(承諾)

第13条 前条第2項の規定により派遣の依頼を受けた建築士事務所等は、市長に対して、当該建築士事務所等に所属する木造住宅耐震診断士等の派遣を承諾する旨を派遣承諾書（第12号様式）により通知するものとする。

(登録証の提示)

第14条 木造住宅耐震診断士等は、診断事業に係る現地調査を行うときは、登録証を携帯し、現地調査に立ち会う者に提示しなければならない。

(関係権利者の同意)

第15条 対象建築物に、申請者以外の居住していない所有者がいる場合、申請者は、診断事業

の実施に関する所有者の派遣同意書（第１３－１号様式）を木造住宅耐震診断士等に提出しなければならない。

- 2 対象建築物に申請者以外の世帯が居住している場合、申請者は、診断事業の実施に関する居住者の派遣同意書（第１３－２号様式又は第１３－３号様式）を木造住宅耐震診断士等に提出しなければならない。

（申請者負担金の支払）

第１６条 申請者は、木造住宅耐震診断士等が派遣されたときは、交通費等の実費相当分として、次の各号に掲げる木造住宅耐震診断士等の区分に応じ、当該各号に掲げる申請者負担金を当該木造住宅耐震診断士等が所属する建築士事務所等に支払うものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断士 ２，０００円
- (2) 現地調査診断士 ２，０００円
- (3) 構造診断士 ３，０００円

- 2 申請者は、現地調査の開始後は診断事業を取り止めることができない。

- 3 第１１条の規定による申込みを行った年度中に実施する診断事業については、第１項の規定を適用しない。

（派遣の取消し）

第１７条 市長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、木造住宅耐震診断士等の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により木造住宅耐震診断士等の派遣の通知を受けたとき。
- (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（報告義務）

第１８条 木造住宅耐震診断士等は、対象建築物の現地調査を実施した日（以下「現地調査日」という。）の翌日から起算して１月を経過する日（当該日が第１１条の規定による申込みの日の属する年度の３月３０日以後である場合は、当該年度の３月２９日）までに、耐震診断の結果について、第１５条の規定により申請者から提出された必要書類を添えて、次の当該各号に掲げる対象建築物の区分に応じ、各号に掲げる報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 木造住宅 木造住宅耐震診断結果報告書（第１４号様式）
- (2) 京町家等 京町家現地調査結果報告書（第１５号様式）及び京町家耐震診断結果報告書（第１６号様式）

- 2 前項第１号及び第２号に定める報告書の作成に当たっては、耐震診断を行った木造住宅耐震診断士等が自らの責任において作成しなければならない。

- 3 第１項第２号に定める京町家現地調査結果報告書の作成に当たっては、現地調査診断士及び構造診断士が協力し、互いに当該報告書を確認し、記名のうえ市長に提出しなければならない。

（報告書の説明等）

第１９条 木造住宅耐震診断士（対象建築物が京町家等である場合にあっては、構造診断士。以下この条において同じ。）は、対象建築物の現地調査日の翌日から起算して２月を経過する日（当該日が第１１条の規定による申込みの日の属する年度の３月３０日以後である場合は、当該年度の３月２９日）までに、前条の規定により作成した報告書の内容について申請者に説明し、耐震改修に関する助言及び情報提供を行うものとする。

- 2 申請者は、前項の説明等を受けた後、報告書受取証（第１７号様式）を木造住宅耐震診断士

に提出するものとする。

3 木造住宅耐震診断士は、報告書の内容について申請者から説明等を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

4 申請者は、第1項の規定による説明等の内容について、関係権利者から情報提供を求められたときは、誠実に対応するように努めなければならない。

(報酬支払請求)

第20条 木造住宅耐震診断士等が所属する建築士事務所等の代表者は、木造住宅耐震診断士等が前条第1項に規定する説明等を実施した後は、速やかに、申請者が提出した報告書受取証とともに報酬支払請求書(第18号様式)を市長に提出するものとする。

(報酬の支払)

第21条 市長は、前条の規定による報酬の支払請求があったときは、請求した建築士事務所等に対し、別に定める報酬基準に基づき報酬を支払うものとする。

(耐震診断費用の賠償)

第22条 市長は、第16条第2項の規定に反し、申請者が診断事業を取り止めた場合又は第17条の規定により木造住宅耐震診断士等の派遣を取り消した場合において、木造住宅耐震診断士等が既に耐震診断に着手しているときは、申請者に対して、期限を定めて、当該耐震診断が完了した場合に建築士事務所等に支払うこととなる報酬に相当する額の賠償を命ずることができる。

(診断事業の範囲)

第23条 診断事業は、第19条の規定による報告書の説明等をもって完了するものとし、その後、申請者と説明を行った木造住宅耐震診断士等とが合意のうえで行う耐震改修設計又は工事等の協議について、本市は関与しない。ただし、第24条の規定による基本計画作成事業の申込みがあった場合を除く。

第5章 基本計画作成事業の実施

(申込み)

第24条 基本計画作成事業の利用を申請しようとする所有者等(以下、この章において「申請者」という。)は、派遣申込書(第9号様式)を、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が第19条の規定による報告書の説明等を受けた時点で、引き続き基本計画作成事業の申込みを希望するときは、報告書受取証の提出をもって、派遣申込書を提出したものとみなす。

(決定等)

第25条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、基本計画作成事業を実施することが適当と認めるときは、基本計画作成事業の実施を決定し、その旨を派遣決定通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、第8条の規定により覚書を締結した建築士事務所等に対して、現地調査診断士及び構造診断士の派遣を派遣依頼書(第11号様式)により依頼するものとする。

3 前項の規定による依頼を行うにあたり、現地調査診断士の登録を受けている構造診断士に依頼を行う場合は、当該構造診断士のみの派遣を依頼することができる。

(承諾)

第26条 前条第2項の規定により派遣の依頼を受けた建築士事務所等は、市長に対して、当該建築士事務所等に所属する京町家耐震診断士の派遣を承諾する旨を派遣承諾書（第12号様式）により通知するものとする。

（申請者負担金の支払）

第27条 申請者は、第25条第1項の規定による通知を受けた後は、速やかに、基本計画作成に係る申請者負担金として、構造診断士が所属する建築士事務所に20,000円を支払うものとする。

2 申請者は、前項の申請者負担金の支払後は基本計画作成事業を取り止めることができない。

（派遣の取消し）

第28条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、京町家耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により京町家耐震診断士の派遣の通知を受けたとき。
- (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（報告義務）

第29条 京町家耐震診断士は、派遣決定通知日の翌日から起算して2月を経過する日（当該日が第24条の規定による申込みの日の属する年度の3月30日以後である場合は、当該年度の3月29日）までに、基本計画作成の結果について、耐震改修基本計画作成結果報告書（第19号様式）により市長に報告しなければならない。

2 第1項に定める基本計画作成結果報告書の作成に当たっては、基本計画作成を行った京町家耐震診断士が自らの責任において作成しなければならない。

3 第1項に定める基本計画作成結果報告書の作成に当たっては、現地調査診断士及び構造診断士が協力し、互いに当該報告書を確認し、記名のうえ市長に提出しなければならない。

（報告書の説明等）

第30条 構造診断士は、派遣決定通知日の翌日から起算して4月を経過する日までに、前条の規定により作成した報告書の内容について申請者に説明し、耐震改修に関する助言及び情報提供を行うものとする。

2 申請者は、前項の説明等を受けた後、報告書受取証（第17号様式）を構造診断士に提出するものとする。

3 構造診断士は、報告書の内容について申請者から説明等を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

4 診断事業の申込みと同時に基本計画作成事業の申込みがあった場合における第1項の適用については、同項中「4月」とあるのは、「6月」と、「派遣決定通知日」とあるのは「現地調査日」と読み替えるものとする。

（報酬支払請求）

第31条 京町家耐震診断士が所属する建築士事務所等の代表者は、構造診断士が前条第1項に規定する説明等を実施した後は、速やかに、申請者が提出した報告書受取証とともに報酬支払請求書（第18号様式）を市長に提出するものとする。

（報酬の支払）

第32条 市長は、前条の規定による報酬の支払請求があったときは、請求した建築士事務所等に対し、別に定める報酬基準に基づき報酬を支払うものとする。

(基本計画作成費用の賠償)

第33条 市長は、第27条第2項の規定に反し、申請者が基本計画作成事業を取り止めた場合又は第28条の規定により京町家耐震診断士の派遣を取り消した場合において、京町家耐震診断士が既に基本計画作成に着手しているときは、申請者に対して、期限を定めて、当該基本計画作成が完了した場合に建築士事務所等に支払うこととなる報酬に相当する額の賠償を命ずることができる。

(基本計画作成事業の範囲)

第34条 基本計画作成事業は、第30条の規定による報告書の説明等をもって完了するものとし、その後、申請者と説明を行った京町家耐震診断士とが合意のうえで行う耐震改修に係る工事等の協議について、本市は関与しない。

第6章 雑則

(業務委託)

第35条 市長は、第4章及び第5章に規定する派遣事業の実施に関する事務を、適当と認める者に委託することができる。

(情報提供)

第36条 市長は、木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進するため、必要に応じて派遣事業に関する情報を市民に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第37条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

(旧要綱に基づく登録等の取扱い)

2 京都市木造住宅耐震診断士派遣事業要綱（平成27年4月13日廃止）又は京都市京町家耐震診断士派遣事業要綱（平成27年4月13日廃止）に基づいて登録を受けた京都市木造住宅派遣耐震診断士又は京都市京町家派遣耐震診断士は、それぞれ、この要綱に基づく木造住宅耐震診断士等の登録を受けているものとみなす。

3 京都市木造住宅耐震診断士派遣事業要綱（平成27年4月13日廃止）又は京都市京町家耐震診断士派遣事業要綱（平成27年4月13日廃止）に基づいて耐震診断を実施した建築物については、この要綱に基づく診断事業を実施したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(い)	(ろ)
木造住宅耐震診断士等の区分	登録事項
木造住宅耐震診断士	ア 氏名及び生年月日 イ 建築士の資格種別と登録番号（建築士法第5条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。） ウ 所属する建築士事務所の名称、その代表者名、所在地、連絡先及び登録番号（建築士法第23条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。） エ 木造住宅耐震診断士の登録年月日及び登録番号 オ 京町家耐震診断士の登録を受けている場合にあってはその登録番号
現地調査診断士	ア 氏名及び生年月日 イ 一級建築大工技能士登録番号 ウ 所属する建築士事務所等の名称、その代表者名、所在地、連絡先及び建築士事務所登録番号（建築士法第23条第1項の規定による登録に係る番号をいう。）又は建設業許可番号（建設業法第3条第1項に規定による許可に係る番号をいう。） エ 現地調査診断士の登録年月日及び登録番号 オ 木造住宅耐震診断士又は構造診断士の登録を受けている場合にあってはその登録番号
構造診断士	ア 氏名及び生年月日 イ 一級建築士登録番号（建築士法第5条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。） ウ 所属する建築士事務所の名称、その代表者名、所在地、連絡先及び登録番号（建築士法第23条第1項の規定による登録に係る登録番号をいう。） エ 構造診断士の登録年月日及び登録番号 オ 木造住宅耐震診断士又は現地調査診断士の登録を受けている場合にあってはその登録番号